

平成19年4月から

住民票・戸籍謄抄本交付請求時など、 本人確認書類の提示の対象が広がります。

現在、本人になりすました虚偽の届出を防止するため、窓口での届出人等の本人確認を実施していますが、平成19年4月から、印鑑証明や住民票、戸籍謄抄本などの交付請求においても本人確認を実施します。

戸籍の届出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁）、転入・転出などの住所変更届、印鑑証明や住民票、戸籍、各種証明の請求をするときには、免許証や保険証など、ご本人を確認できるものをご持参下さい。

○本人確認に利用できるもの

運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・身体障害者手帳・健康保険証・年金手帳・各種年金証書・住民基本台帳カードなど。

なお、業者・金融機関及び第三者の方が請求される場合は、委任状又は契約書など利害関係がわかる書類の提示をお願いします。

4月から本人確認が必要となる証明書

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
個人事項証明書（戸籍抄本）
- 除かれた戸籍の全部事項証明書
（除籍謄本）等
- 身分証明書
- 印鑑登録証明書

すでに本人確認を実施しているもの

- 印鑑登録の申請
- 戸籍の届出
- 住民異動の届出
- 住民基本台帳カードの交付申請
- 個人認証（電子証明書の発行）

||||| お問い合わせ 鏡野町役場 町民課 TEL.0868-54-2984 |||||

住民基本台帳の閲覧について

平成18年11月1日から住民基本台帳法が改正され、閲覧については「原則非公開」と改められ、法律に基づき閲覧することができる場合が以下のとおりに限定されました。

■閲覧が可能な場合

1. 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要な場合
2. 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものを実施する場合
3. 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性の高いと認められるものを実施する場合
4. 営利以外の目的で行う居住関係のうち、訴訟の提起その他特別な事情による居住関係の確認として町長が定めるものを実施する場合

■公表

毎年1回、次のことを公表します。

1. 機関の名称、法人等の名称および代表者名、氏名
2. 閲覧の目的
3. 閲覧の年月日
4. 閲覧した住民の範囲

※犯罪捜査等のための請求に係るもの、訴訟の提起その他特別な事情による居住関係の確認に係るものは除きます。

■注意事項

次に該当する者は、30万円以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第51条）

1. 偽りその他不正の手段により閲覧した者およびさせた者
2. 閲覧事項の利用の目的以外の目的に利用した者
3. 閲覧事項を閲覧関係者以外に提供した者

||||| お問い合わせ 鏡野町役場 町民課 TEL.0868-54-2984 |||||

在宅医療廃棄物の回収方法について

おもな在宅医療廃棄物の種類と処分のしかた

在宅医療廃棄物の種類	処分のしかた
○注射筒（針以外の部分）  インスリンのカートリッジ ペン型注入器 ペン型のインスリン自己注射器（インスリンカートリッジ）の例	可燃ごみ
○ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類  輸液バッグの例 CAPDバッグの例 輸液用チューブの例	可燃ごみ
○脱脂綿・ガーゼ	可燃ごみ
○注射針  キャップ装着時 （通常、廃棄時はプラスチック製のキャップが装着される） ペン型のインスリン自己注射器用の針の例	感染事故の危険性があるため収集できません。かかりつけの医師の所属する医療機関等へ持ち込んでください。

- (1) 注射針等の鋭利な物は患者・家族が必ずかかりつけ医療機関へ持参してください。絶対に家庭ごみで出さないでください。注射針等の鋭利な物が混入している場合は、収集しません。
- (2) その他の在宅医療廃棄物（注射筒・ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ等）は、可燃ごみとして出してください。

お問い合わせ

津山圏域西部衛生施設組合
電話 0868-54-0572
鏡野町北部衛生クリーンセンター
電話 0868-52-2099
鏡野町役場町民課環境係
電話 0868-54-2984